

松浦市監査委員公表第9号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月26日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和4年度前期分)

指摘事項等	措置状況
<p>1.支出事務 【指摘事項】 費用弁償について、支給金額を誤っているものがあつた。(防災課)</p>	<p>金額を誤っているものにつきましては、戻入及び追給処理を行いました。委員の費用弁償について、旅客運賃表の確認不足により適正な運賃額が支給できていなかったものです。指摘を受け、防災課内で再発防止に向けて協議を行い、今後は、複数の職員でチェックを行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底します。</p>
<p>2.契約事務 【指摘事項】 ア 長期継続契約を締結するときは、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項を必ず設けなければならないが、解除条項がないものがあつた。(総務課・上下水道課)  イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約において、当該契約の発注見直し及び契約締結状況について閲覧に供していたが、松浦市財務規則第86条第2項に定める公表を行っていないものがあつた。(会計課)  ウ 施設管理業務について委託契約書を締結していないものがあつた。(鷹島支所地域振興課)  エ 床浪川導水管路布設替漏水修繕において、修繕伺の決裁を受けず発注するなど事務処理が不適切であつた。適正に処理されたい。(鷹島支所地域振興課)</p>	<p>(総務課) 変更契約で条項を追加いたしました。</p> <p>(上下水道課) ご指摘の件については、令和3年度で長期継続契約は終了しており、令和4年度は単年度契約を結んでおります。次回、令和5年度からの長期継続契約更新時において解除条項を規定致します。</p> <p>ご指摘の件につきましては、松浦市ホームページにて公表いたしました。今後は同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理を行います。</p> <p>年間を通じて契約する管理業務について受託者の事情により年度途中で委託先を変更した際に新たな契約締結を怠っていたものであり、上司のチェックが不足しておりました。 今後は、施設管理業務について別途リストを作成した上で契約執行状況について毎月の照合を行い、再発を防ぐことといたします。</p> <p>漏水修繕の報告が個別に書面でなされておりましたが、それに対応する修繕伺の作成が漏れていたことについて上司のチェックが不足しておりました。 今後は、修繕を必要とする状況の報告を受けた場合には、対応する財務会計上の処理が適切に着手されているかを必ず確認して再発を防ぐことといたします。</p>
<p>【指導事項】 ア 業務委託契約の事務手続きにおいて実施伺がないものがあつた。(上下水道課)  イ 1者(特命)随意契約を行う場合において、選定理由が不足しているものが見受けられた。選定理由には1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする財務規則上の根拠規定を併記されたい。(防災課・総務課・上下水道課・水産課)</p>	<p>業務委託契約の事務処理において、実施伺を失念しておりました。今後は、会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>(防災課) 指摘を受けました随意契約で、選定理由に根拠規定を記載していなかった箇所については、すべて追記しました。今後は、複数の職員でチェックを行うようにしました。併せて、規則等を再確認し適正な事務処理を行います。</p> <p>(総務課) 決裁済み文書について選定理由に併記いたしました。今後の選定理由にも併記するようにいたします。</p> <p>(上下水道課) ご指摘の件については、選定理由に1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする財務規則上の根拠規定を併記致しました。今後は、十分に注意致します。</p> <p>(水産課) 実施伺に財務規則上の根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項た</p>

<p>ウ 予定価格を定めていないものがあつたが、予定価格調書の作成を省略する場合には、会計事務の手引きに基づき処理されたい。(水産課)</p>	<p>だし書きの規定により、1者から見積を徴することとする。」を併記しました。</p> <p>(水産課)          予定価格を定めていなかったものについては、会計事務の手引きに基づき、実施伺又は見積結果報告に見積予定価格を記入しました。</p>
<p>3.その他の事務          (行政財産目的外使用許可関係)  <b>【指摘事項】</b>          ア 行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定について、決裁文書に松浦市道路占用料徴収条例を準拠としているものがあつたが、同条例別表に定める占用料の額とは異なる単価で算定しているものがあつた。(上下水道課)</p> <p>イ 工業用水道事業用地の一部を使用許可しているもののうち、使用許可面積が実際よりも少なく設定されているものがあつた。(上下水道課)</p> <p>ウ 下水道事業特別会計及び下水道事業に係る行政財産の目的外使用許可の更新手続きにおいて、会計課長の決裁を受けていないものがあつた。(上下水道課)</p> <p>エ 前回の定期監査において、地方公営企業法第33条第3項の規定に基づく地方公営企業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する事項が定められていないため指摘をしていたが、定められていなかった。(上下水道課)</p> <p>オ 前回の定期監査においても指摘をしていたが、使用料の減免について、減免申請書の提出がないものや、申請書にも減免を受けたい旨の記載がないにもかかわらず減免しているものがあつた。(上下水道課・会計課)</p> <p>カ 行政財産としての用途を廃止し、普通財産に変更されているにも関わらず、行政財産目的外使用許可を行っているものがあつた。(会計課)</p>	<p>ご指摘の件については、今後は、松浦市道路占用料徴収条例を準拠し、適正に算定致します。</p> <p>行政財産使用許可について、申請書提出時に使用する土地の面積が確認できる添付書類の添付漏れがありました。使用を許可した申請者に対しては、使用許可した面積内での使用を指導いたしました。今後は、申請方法及び添付書類を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>行政財産使用許可の事務処理において、会計課長の決裁を失念しておりました。今後は、財務規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>ご指摘の件については、今後は、松浦市道路占用料徴収条例、松浦市行政財産使用料条例を準拠し処理致します。また、算定の根拠規定等を起案用紙に記載するよう周知徹底いたしました。</p> <p>(上下水道課)          行政財産の使用料減免については、前回の定期監査においても指摘されていた事項であり、減免申請書等の提出が必要であるとの意識が欠けておりました。今後は、申請受付時に各規定に基づき減免の対象となる場合は、申請者へ減免申請書の提出依頼を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>(会計課)          ご指摘の件につきまして、令和3年度については減免申請書の提出指導が徹底されていなかったことによるものです。令和4年度については年度当初に提出されており、それに基づき処理を行っています。今後は同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理を行います。</p> <p>ご指摘の件につきましては、令和3年度及び令和4年度ともに行政財産として処理しておりました。令和4年度分については、九州電力送配電株式会社平戸配電事業所に差し替え依頼を行い、公有財産貸付申請書の提出を受け、土地賃貸借契約を締結いたしました。今後は同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理を行います。</p>
<p>(審査支払関係)  <b>【指摘事項】</b>          支出命令書の審査において、債権者誤りであることに気付かず支払を行っていた事例があつた。また、このような事例が発生した場合における事務手続きを定めたものがなかつた。(会計課)</p>	<p>ご指摘の件について、訂正を行い、正当債権者へ支払を行いました。今後はこのような事が無いよう、審査の段階で注意を払うとともに各所属への周知を行い、適正な事務処理を行います。</p> <p>また、債権者誤りであることに気付かず支払を行った事例が発生した場合の事務手続きについては別紙のとおりと決定し、各所属へ周知いたします。</p>

措置状況(令和3年度分)

福祉事務所

指摘事項等	措置状況
<p>3.契約事務</p> <p><b>【検討事項】</b></p> <p>松浦市民生委員児童委員協議会に支出されている社会調査委託料について、社会調査委託費交付規程との整合性が取れていないため、取扱いの見直しについて検討されたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、令和4年6月に交付規程の改正を行いました。今後は規定に基づいた適正な処理を行います。</p>